

## 大淀町有公用車への広告掲載要領

(目的)

第1条 この要領は、大淀町有料広告掲載の取扱いに関する規程（以下「取扱い規程」という。）に定めるもののほか、大淀町公用車（以下「公用車」という。）への広告の掲載について、必要な事項を定めることを目的とする。

(掲載車両)

第2条 広告を掲載する車両は、公用車とする。

(広告掲載の期間)

第3条 広告の掲載期間は、1年とする。

(広告の掲載位置)

第4条 広告の掲載位置は、町が指定した位置とする。

(広告の掲載方法)

第5条 広告の掲載方法は、ラッピング等の剥離が可能な素材（以下「広告素材」という。）を車体に貼り付ける方法若しくはその他町長が認める方法により行うものとし、車体への直接塗装は行わないものとする。また、広告素材の大きさは、別に定めるものとする。

(広告掲載の申込み手続等)

第6条 広告の申込みは、取扱い規程第7条に基づくものとする。

2 町長が、必要と認めるときは、申込者に申込書の修正を求めることができる。

(広告の募集)

第7条 広告の募集は、随時行うものとする。

2 申込者が募集枠数を超えるときは、取扱い規程第4条に規定する優先順位によるものとし、同一募集枠に優先順位を同じくする複数の申込者があるときは、くじによるものとする。

3 広告の掲載を希望するものが、募集枠に達しなかったとき、又は町長が特に必要と認めるときは、公募によらず広告掲載の申込みに係る案内をすることができるものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第8条 広告主は、決定を受けた広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(広告掲載料)

第9条 広告の掲載料は、1年あたり1枠50,000円以内とする。

(広告掲載料の納入)

第10条 広告掲載料の納入は、広告掲載期間の総額を一括納入するものとする。

(費用負担等)

第11条 広告素材の作製、掲載及び撤去に係る費用は、広告主の負担とする。

2 広告掲載期間内に町の責以外の原因により広告素材の破損等が生じた場合は、広告主の責任において原状回復するものとする。

3 広告の掲載及び撤去作業により車体の塗装に剥離が生じた場合は、広告主の責任において原状回復するものとする。

(広告掲載及び撤去作業の日程)

第12条 広告掲載及び撤去作業の日程は、町と広告主が協議して定めるものとする。

(広告掲載内容等)

第13条 広告のデザイン及び内容は、公用車のイメージを損なうことのないよう、広告主と調整し掲載するものとする。

2 広告原稿にイラスト・写真・ロゴ等を使用する場合は、広告主において著作権や肖像権の確認を行い、著作権料が発生する場合は、広告主の負担とする。

(広告掲載料の返還)

第14条 既納の広告掲載料は、返還しない。ただし、町の都合により広告を掲載することができなくなったときは、その全部又は一部を返還することができる。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要とする事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月16日から施行する。